

第 16 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 2 年 12 月 8 日（火）10:05～11:30

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 16 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 条例の対象について（正副座長案）R2.12.8Ver.

資料 2 具体的施策に関する規定について（正副座長案）

資料 3 第 15 回検討会における「条例素案（正副座長案）」に対する委員意見への対応案

資料 4 条例素案（正副座長案）R2.12.8Ver.

田中座長

ただ今から、第 16 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

なお、本日は、執行部に出席を求めておりませんので、御了承ください。

本日は、各会派に持ち帰って御検討いただく等のための「条例素案」の作成に向けて協議をいただきたいと思います。

前回の第 15 回検討会での委員の皆さんの御意見を踏まえ、資料 1 として「条例の対象について（正副座長案）」の令和 2 年 12 月 8 日バージョン、資料 3 として「第 15 回検討会における「条例素案（正副座長案）」に対する委員意見への対応案」、資料 4 として「条例素案（正副座長案）」の令和 2 年 12 月 8 日バージョンを用意しましたので、一括して事務局から説明をお願いします。

なお、資料 2 の「具体的施策に関する規定について（正副座長案）」については、前回特段の御意見がありませんでしたので、前回配付資料と同じものをお配りしており、説明は省略いたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料についてご説明いたします。

資料 1 でございますけれども、これは前回お出しさせていただきました資料につきまして御意見をいただいた部分について修正をしたものでございますので、修正部分のみをご説明いたします。

まず、囲みの中でございますけれども、「条例の対象は「木材」全般とする」という部分ですが、前回は「外国産材を含む木材全般」という表現をしておりましたが、あえて外国産材というのは特出しをせずに「木材全般とする」という表現としております。「ただし」以下の部分でございますが、「「県産材」の利用を最も優先して促進する」と。「最も」というふうな部分を入れて強調をしているところでございます。

それから、その下でございますけれども、3つ目の「・」の下線の次の部分ですね。森林組合連合会からの意見聴取の部分でございますが、ここについては前回の御意見に従って修正を、表現ぶりを変えております。

それから、下から2つ目の「・」でございますけれども、「木材」の中では「県産材」の利用の促進を最優先とする」という形で、ここも元々は「優先」という表現でしたが、「最優先」というふうな表現にしております。それに伴いまして、同じ「・」のところにも元々「隣接県産材」についても表現をしていた部分がありましたが、今回、「県産材」の利用を最優先とするというふうなことを明確にしたことに伴いまして、県境付近において、元々は県産材を優先するのか、隣接府県の県産材を優先するのかという競合が発生していたというふうな御懸念もありましたので、今回県産材の利用を最優先とするというふうなことを明確にしたことに伴いまして、隣接県産材のくだりについては削除してございます。以上が資料1の変更部分でございます。

資料2につきましては前回と変更ございませんので、説明は省略いたします。

続きまして、資料3を御覧いただきたいと思っております。これが前回の「条例素案（正副座長案）」に対する御意見とそれへの対応をまとめた資料でございます。

まず1ページ目の全体的な御意見としまして、全体的に「の」が多いというふうな御意見がございましたので、対応といたしましては、「木材の利用」という表現がたくさん出てまいりましたけれども、それを定義のところでも「木材利用」というふうなことにすることによりまして、全体を通しまして「木材利用」というふうな表現にさせていただく。それから、木材利用の促進の関係で「販路の拡大」という表現がありましたが、これにつきましては、法令のほうでそういう使用例がありましたので、「販路拡大」というふうな表現にさせていただくというところでございます。

それから、2つ目が「外国産材」を抜くことができないかというふうな御意見でございます。これにつきましては、国の法律におきまして、WTOの協定の関係で内外無差別というふうな原則がありますので、対象につきましては外国産材を含む木材としているというふうなところが現状としてあると。それから、ほかの県の先進条例におきましても国産材のみを対象とするところはないという現状がございまして、県の条例の対象として「外国産材」を除外するということは少し説明が難しいというふうな考えられるところでございます。ただ、「基本理念」の中でウッドマイレージの考え方を示しておりますので、木材の中でも「外国産材」というのは最も優先度が低いということは明確になっているというふうには考えるところでございます。

それでは、おめくりいただきまして2ページを御覧いただきたいと思っております。条例の名称の関係でございますが、従来は「県産材をはじめとする木材」というふうな表現をしていましたが、仮称としましてですけれども「三重県産材を最優先とする木材利用の促進に関する条例」というふうな形にしてはどうかというところでございます。

それから、続きまして3ページを御覧いただきたいと思っております。前文の関係で御意見をいただいておりますので、まず前文に脱炭素宣言について盛り込めないかというふうなところでございます。対応案としまして、国の脱炭素宣言と県のほうでも同じよ

うな脱炭素宣言をしておりますけれども、これは法的効果がない事実上の宣言であるというところですし、また 2050 年ではありますが、期限もあるというところですので、中々条例に位置付けるというのは難しいのかなと考えておるところでございます。

それから、2つ目としましては「暮らし」とか「生活」とか「人生」というのが混在しているというところで、基本的には「暮らし」というふうな表現で統一をしたいと考えております。ただ、前文の第5段落で「人生」というふうな表現が出てまいりますけれども、これは、「暮らし」というふうな意味合いとは少し違いまして、長期的、包括的な営みというふうな、そんな趣旨もでございますので、ここだけは「人生」という形で置いてはどうかというところでございます。

その下3つ目、「第5段落の「社屋や住宅への木材の利用」」の部分についてでございます。ここは少し修正をさせていただくということで、「日常生活及び事業活動における住宅、社屋等への木材利用」というふうに修正をしたらどうかというところでございます。

おめくりをいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。まず、ウッドマイレージの考え方の中で、県産材の利用が最優先なことを明確にするというところでございます。対応案をいろいろと書いてございますが、ちょっとわかりにくいかなと思いますので、資料4の7ページを御覧いただきたいと思うのですが、「第3 基本理念」というのが真ん中にございまして、まず(1) ここが県産材を優先するというふうなところを表現する部分でございますけれども、この赤で書いてあるのが前回のものからの修正部分というふうなところでございます。ここで(1)の2行目、真ん中辺ですが、「県産材の利用を最も優先して促進する」というふうなところで、まず県産材が優先ということを謳^{うた}っております。

その次に、(2)で、ここはウッドマイレージの考え方を書いた部分でございますけれども、ここでは「近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努める」というふうな形の表現にしております。

それから、あわせまして、「前文」のほうにも修正がございまして、資料4の6ページになりますけれども、前文最後の段落の下から2行目の部分、「木材、その中でも県産材を最も優先して利用する」というふうなところ、それから、資料4の9ページの部分になりますが、「第13 木材利用方針」で「県産材の利用を最も優先して促進することを基本とする」というふうなことを謳^{うた}うということで、県産材を最優先するという辺りを明確にしたというふうなところでございます。

また、資料3に戻っていただきまして、4ページの下の部分でウッドマイレージについて「基本理念」から外してはどうかというところでございますけれども、「基本理念」というのは条例を貫く考え方を示した部分でございますので、まさにこのウッドマイレージというのはそういうふうな考え方だということでございますので、ここに位置付けることが適当ではないかというふうに考えられるところでございます。

それから、次に5ページを御覧いただきたいんですけれども、「第14 県の率先利用」

の部分でございます。「木造」とか「木質化」という表現を用いてはどうかというところでございますが、1つの条文の中で「原則として木造とする」、あるいは「木造とできない場合は木質化する」、「その中で原則として県産材を使用すること」というふうなことで表現をする必要があるのですが、中々表現が難しいというところもありまして、現在の表現になっているというところでございます。あと、「木質化」という表現を使う場合ですと、定義が必要になってくるというふうなところもありまして、条文が少し煩雑になってしまうという懸念もあろうかというふうなところがございます。

それから、おめくりいただきまして、6ページを御覧いただきたいと思います。「第15 木材利用の促進」の部分でございます。1つ目が具体的施策として「災害仮設住宅における木材利用の促進」などを盛り込んでどうかというところでございますが、対応といたしましては、条例に書くにしましては少し詳細すぎるかなというふうに思われますので、逐条解説で具体的にそういうものも含めまして例示を盛り込んでどうかというところがございます。2つ目につきましては、「その他の」という表現がちょっとわかりにくいというふうな御意見かと思しますので、御指摘の通りに修正をさせていただくというところがございます。

それから、最後に7ページ、「第19 財政上の措置」の部分で、「県産材の利用の促進に関する施策に限定するべきではないか」という御意見でございます。ただ、この財政上の措置といえますのは、必ずしも住宅への補助だけではなくて、前回も御意見ありましたけれども、県民へのPR等のソフト施策も含めて予算措置をするというふうなことを意味するものであります。条例の対象としまして「木材」というふうな形になっておりますので、その財政上の措置の対象を県産材の利用促進に関する施策に限定するということは適当ではないのではないかとこのようにございます。ただ、実態として木材利用方針の中で、県産材の利用を最も優先して促進することを基本とするというふうにしておる関係で、実際に、その財政上の措置の対象としては、当然その県産材の利用促進に関する施策が中心になってくるというふうなことになるかと思っております。

以上が資料3に関する説明でございまして、最後に、資料4を御覧いただきたいと思っております。これは最初のほうが完全に溶け込みをしたバージョンになっていまして、6ページ以下が前回からの修正部分を赤字でお示しをしたものでございます。先ほどの説明も含めまして、修正部分を見ていきますけれども、まず6ページでございますが、最初の名称の部分でございますけれども、「県産材を最優先とする木材利用の促進に関する条例（仮称）」というふうなことにさせてもらっております。

それから、前文におきましては、「暮らし」という、「県民生活」だった部分を「暮らし」にするというふうなところがありますとか、「木材の利用」という部分を「木材利用」というふうに変えていると。この辺は全般的に変えている部分でございます。

それから、5段落目、「このような中」というふうな部分でございますが、ここで2行目の真ん中辺、「県、市町等が整備する公共建築物等」と「等」を加えさせても

らいましたが、これは後ろのほうでも同じような表現が出てきますが、公共建築物だけではなくて工作物とか備品も含むというふうな趣旨で「等」を入れさせていただいております。それから、その2行下の「住宅、社屋等への」の部分につきましては先ほどの説明の通りでございます。あと、最後、6段落目につきましては、「県産材を最も優先する」というふうなところを使っております。

それから、7ページでございますけれども、第2の「定義」でございます。(2)といたしまして、「木材の利用」ということにしておいたのを、これを「木材利用」というふうなことに定義をさせていただきまして、ほかの部分も全て「木材利用」という表現を使わせていただくということにしております。

それから、その下、第3の「基本理念」でございますけれども、ここは先ほど御説明をさせていただきました通りでございます。

8ページ目を御覧いただきたいと思います。「第5 市町の責務」という部分で、のところに3行目、「その地域の特性に応じて」というふうな表現を今回加えさせていただきました。これは特に御意見があったわけではないですが、他の県の条例とかも見ておりますと、こういう表現が入っているところが多いというところがございますので、今回入れさせていただいたものでございます。ほかは、細かい「木材の利用」を「木材利用」にするとかというふうなところかと思えます。あと9ページでございますけれども、「第15 木材利用の促進」の部分の(6)でございますが、「その他の」を「及び」に変えたというところがありますが、これは先ほど御説明させていただきました通りでございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。それでは、修正後の「条例案の対象について(正副座長案)」及び「条例素案(正副座長案)」について、また、「具体的施策に関する規定について(正副座長案)」について、委員の皆さんから御質問、御意見があれば、よろしく願いいたします。

中森委員

皆様方の御意見を熟成してきたというのか、最終段階になったのではないかと思います。ただ、熟成し過ぎて、勢い余ってと言ったほうがいいですかね。例えば、県産材の利用促進に関する優先について、条例の名称をも「最優先とする」というふうに今回提案されているわけですがけれども、もう既に前文や中身で県産材優先することについての趣旨は相当謳^{うた}われている中で、条例の名称まで最優先とするとなってくると、初めてこれを見る人、議論の経過を承知していない人から見ると、日本語的というかイメージ的に、どう見ても石川県や奈良県や和歌山県と比べて三重県産材を優先すると、そうすると、他の県との競合についてのみの、三重県産材を使いましょうという条例に感じてしまいがちになって、本来、三重県産材を優先するわけですがけれども、「川下」の目線から見た条例を検討しているわけで、まずは、コンクリートやら鉄骨

やらと比べて、木材の建築物やら木材利用をやっていこうと。その中で木材の中でも、できたら県産材を使っていきましょうねという面があったのではないかなと思います。特に三重県産材といえども熊野地域では和歌山県産材を加工している熊野の製材所、伊賀地域でも奈良県産材を利用した製材所もあるわけですので、隣接する県の木材であっても、三重県産材と同じように加工し流通をしている中で、三重県産材を最優先とするとなれば、県境の製材所さんからするとちょっと抵抗があるのではないかなと、このような感じになってきて、勢い余って、身内の製材所に刺激を与えてしまうのではないかなという心配があります。

もう1点は、三重県産材は三重県内で消費100%ではないということで、三重県産材を利用した他の県にも販路を拡大しているという現実がございますし、条例の中でも今、提案をしている、例えば、「木材利用の促進」の中でも(6)に「県産材の魅力の向上の促進」や「県産材の国内外への販路拡大に関すること」をしっかりとやっていきましょうという中で、販路の拡大においては、やはり三重県産材を他の県で使っていただくということをPRすべきこのことを、表題で「三重県産材を最優先とする」ということとちょっと矛盾が生じてきはしないかとか、他の県からすると排除、三重県産材が排除されないかと。販路拡大に影響するのではないかなという懸念があります。よって勢い余るといいますか、気持ちは三重県産材を優先することでもいいと思いますけれども、最も優先してしまうと、奈良県や和歌山県や隣接の県の木材を利用した三重県内の製材所、加工業者さんに逆効果を与えてしまうおそれがありますので、ここはやはり「三重県産材をはじめとする木材利用の促進に関する条例」としながら、中身でコンクリートや鉄骨よりか木材、木材の中でも三重県産材を優先しましょうねと、このような中身にすべきではないかなと、最終段階になってそのような気がしますので、再度ご検討いただければなと思います。私の意見は以上です。ほかは今修正通りだと思います。

田中座長

ありがとうございます。中森委員から御意見が出ましたけれども、それに対しまして御意見がございます方がお見えになりましたら、お願いいたします。

山本(佐)委員

当初「県産材をはじめとする木材利用」とありました。ほかのところの条例を見ると、やっぱり「県産材等利用促進」とか、そういう題名になっています。「最優先」というふうに入れるということが私も実はちょっと違和感がありまして、これ条文一つ一つを見ると、まずは、前文、「三重県は県土の約3分の2を森林が占め」それから始まり、三重県内がずっと林業で支えられてきたと。木材をまた使っていこうという理念が明確に書かれています。随所で、例えば「林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化」とか、あるいは例えば基本理念の(1)「本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され」、あるいは第7、第8、「良質な県産材の供給」、それから

第14、「自ら率先して県産材の利用に努めなければいけない」、それから、最後にウッドマイレージの項目ということで、素直に書きぶりを見ると、やっぱり県産材を優先して使っていきましょうということがどう読んでも捉えられると思うんですね。この表題にやっぱり「最優先」と入れてしまうことによって、さっき中森議員もおっしゃったように、私たちの木を使ってもらっている他県には同じことをされていいのかどうかということとか、そういうふうにと考えると、「最優先」とものすごくガチガチに縛るということは、この条例の性質上少しそぐわないのではないかと思います。ビジネスの契約書ではないので、やはり県民の自由度といったものも勘案しないといけないですし、先ほどおっしゃいましたように、使う側からすると、県産材を使いたいけれども使えない事情があるとか、そういうときにこの「最優先」という文言が県民の自由な経済活動にどう影響を及ぼすのかということを考えたときに、条例でそこまで縛るのは適切でないような気がいたします。もちろん県産材が優先されるという趣旨は100%同意をするわけですが、表題に入れるということについてはもう1回考えたほうがいいのかもかもしれないということを申し上げておきます。以上です。

田中座長

ありがとうございます。ほかにそれに対しまして御意見のございます方。

中瀬委員

題目について、「最優先」ということが今回こういうふうに取り入れたということもありますが、日本各県の大半が自県の県内産促進条例というふうになっていると思います。あえて今回は三重県の中でもそういうことを表現しないということで、この条例作成が進んでおる中で、やはりそうなってくると、ぼやけるところが非常に多いのではないかという思いで、こういうことを言わせていただきました。この題目も当初のように「三重県産材利用促進に関する条例」としていれば、何も問題がないというふうに思います。三重県議会議員が作る三重県産材促進条例だったら誰も文句は言いようがないのですが、その中で当初から三重県産材等とか、いろんなその他のものも入ってくるという状況が非常に多いということがあって、文章の詳細には最優先とかいろんなこと書いてあるのですが、それではやはり表に見えないところが非常にあります。表に見えないと何も意味がないという思いでこういうことをさせていただいたということです。表題に「最優先」というのは、本来無くてもいいと思います。「三重県産材促進条例」ということであれば何も問題ないと思うのですが、というようなことです。

山本（里）委員

今までの熟議を経て、こういう形でまとめていただいて今があるということで、今、中瀬議員もおっしゃったのですが、名は体を表すということで、様々な切り口はあるとは思いますが、今までの経過の中でこの「最優先」という言葉で、中身に

もそういうことを書き込みながら表題にも、ということは、私はある意味大事なことだと思っています。この「最優先」ということは、最優先の次に優先があるということなので、例えば、今まで論議してきた中で、県境の辺りのことも含めて、最優先はあるけど、その次の優先もあるということがこの施策の中で多分いろいろと具体的なことが決めていける要素を含んでいるのだなど。それでも内容は最優先であるということで、中身をきちんと表現するにはこれまでの議論の段階でいきますと、今はこれが行き着いたところだということは大変理解ができて、ここまでまとめていただいたことに大変感謝をしたいと思います。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

谷川委員

皆さんの意見を入れていただいて、すごくいろんな思いが入っている正副座長案だと思い、感謝いたします。

今課題となっている名称の件ですけれども、私は中森委員と同じ意見ですが、県産材を最優先とするという条例にこれはなっているわけです。名称ですけれども、私もそこにこれを書き込むのはちょっと行き過ぎじゃないかなというのは少し感じています。というのは、他県の条例がそうになっていたのはやはり、今年のもありますけど昨年までに作られた条例であって、今の時代の流れを考えると、今年は違っていると思います。今までの他県が作った条例とやはり、環境の視点、それからSDGs、それからウッドマイレージと、私たちの県産材の利用であっても、まずは裾野を広げるという「川下」からの見方で木材を使うということがまずは大事なんだ。その中で、県産材も一緒に需要が伸びていくという思いを含んだ条例だと思うので、名称はシンプルに「三重県木材利用促進条例」というふうな感じにして、愛称というのがこの間また考えていただけたらみたいな話があったので、愛称として私は最初のこの条例検討会のときに「木づかい」というのはラジオとかで言うと、聞き間違えられるから使わないほうがいいのではないかみたいなことを申し上げたのですが、県のこれまでの流れを見ていたら、木を使いましょうと「木づかい宣言」をされていますよね。だから愛称としては「三重県の木づかい条例」という愛称でいいのではないかなと思うのですが、正式名称として「県産材を最優先とする」というのは入れないほうが、今年いろんなことがあって、これから先の将来を考えた時のこの幅広さを出していく、県のことだけれども、三重県はもう国全体のことを思っていますよというようなことが大事なのではないかなと思うので、この「県産材を最優先とする」というのは、名称からは外してもらったほうがこれからの時代にそぐうのではないかなと思って意見をさせていただきます。以上です。

濱井委員

今まで検討してきた結果でこうなったのですけれども、正式な名称と愛称を分けるのがどうかと実は最初に思いました。皆さんこういう感じで動いてきたことは承知しているのですけれども、前にそれぞれの意見を出させていただいた時に、名称については三重県らしさを表現した、いわゆる「みんなで使おう三重の木推進条例」とか、あるいは「三重の木づくり促進条例」といった三重県らしい名前を正式にしてもいいんじゃないかという思いで私の意見を出させていただいた経緯がございます。

田中座長

この「最優先」に対しては、濱井委員はどういうふうにお考えですか。このまま残したほうがいいかどうか、今ちょっと分かれていますので。

濱井委員

この名称の中で「最優先」でいくかどうか。それは皆さんの御意見で分かれてくるかなと思いますけれども、私は最初言いましたように、はっきりと愛称ではなく、それを正式な名称にしたらどうかと、なぜいけないのかなという思いがずっとあります。

田中座長

わかりました。ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

西場委員

今回、正副座長案で県産材優先を更に強調していただいたことは良かったです。この方向で進めていただきたいと思います。

条例のタイトルにつきましては、今回の条例が県産材条例とはせずに、木材全般に対象を広げていく方向で検討されてきております。理由としては、県産材利用が規定された「三重の森林づくり条例」が既にありますので、県産材に限定した利用拡大であれば、その条例に沿ってやっていくべきであり、更に取り組むのであれば、その条例の改正なり、「三重の森林づくり基本計画」の拡充を進めていく方向がいいと思います。そこで、三重県における木材条例としては、「川下」から、消費者、県民生活の視点に立って、木材木質全般を日常生活の中に取り入れ活用していく方向でこの条例をつくるのが良いことであると思います。また、県条例の使命として、県産材を最優先にしていく方向で、ほぼ完成形に近いところまで協議は進んできていると思っています。

ただ、このタイトルにつきましては、最優先の記述がそのまま表看板に大きく出ると、イメージとして県産材が強調され過ぎることが懸念されます。そこで、タイトル表現につきましては、もう一度再検討していただいて、中身としての県産材最優先の方針は残していただきたいと思います。

田中座長

ありがとうございます。他に御意見のございます方。

杉本委員

今おっしゃっていただいたのと同様ですけれども、他県で2つ条例を持っているのは奈良県と富山県しかありません。あとの県は1本なので県産材という条例に、しかも割と最近作っているところはそういう形になっているのですが、三重県は平成17年に既に「三重の森林づくり条例」を作り、その第16条で県産材の利用促進を謳い、県産材の認証制度も作り、そして、「三重の森林づくり基本計画」の中で県産材の利用促進をずっと施策としてやってきています。だから、県産材についての条例はもう既にあるという認識をこの検討会の中で当初のほうですけれども、みんなでしたと思います。ところが、県産材の利用促進条例も施策もありながら、進んでいけないところもあり、今後更に進めていかなければならないといった時に、前は「川上」の条例であったので今回は「川下」の条例を作りましょうと。一番の「川下」は県民やと思います。業としては、建築の関係、設計の関係、製材の関係辺りがあると思いますが、県民となったときに、私らは県産材を使ってほしいけれども、まずは他の材質ではなくて木を使ってもらいましょうという条例を作ると、更に進んでいくのではないかと。今まで県産材でやってきたけれども、そこに限界を感じて、今回もう1本条例をとということで議論してきたのではないかと私は思います。もちろん、県産材は使ってほしいですが、県民の立場になったら、木を使おうということの意味が今大事というか、前文に書いてあるのはそのことやと思います。脱炭素やら、暮らしにいいよ、健康にいいよと書いて、ずっと木を使うことの大事さを書いて、使うのであれば県産材使ってよねというのが最後やと思います。なので、これまでの議論の流れとか今回の条例の趣旨は、まずは大前提として木を使いましょうやと思います。それで県産材使ってねって、そういう流れが「三重の森林づくり条例」と相まってと書いてあるけれども、「三重の森林づくり条例」とこれがセットで三重県の施策を動かしていくということなので、そのことがよりわかりやすい形のほうが私はいいと思います。

今井委員が最初にこだわられたところだと思うけれども、県産材促進条例やったら、「三重の森林づくり条例」の第16条にぶら下げる条例にするかどうかという議論を最初にしましたよね。県産材促進条例やったら「三重の森林づくり条例」第16条にぶら下がる条例にしたらええんやという話をしていただいたと思います。それは「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の中に「三重県手話言語条例」がぶら下がっているのと同じように、そういう形にしたらいいいという議論をしてきたと思います。でも、そちらの道を選ばなかったというふうに私は思っています。なので、私はこの1年間の検討会の流れをしっかりと踏まえたことにしていただきたいし、他県の条例についてももう少し、なぜ他県がそうなっているかということの理解もした上で、この条例名については考えるべきであると思っています。

山本（里）委員

「最優先」という言葉がほかを否定していると一般的に感じられるという御意見が今出ているように思いますが、順番がつくということではあるとは思いますが、ほかのものを大事にしてないということでは決してないと思います。前の「県産材をはじめとする木材」から「県産材を最優先とする木材」に変えても、全くその否定はしてないと思います。今までの並列からもちろん最優先と中身のことを明確にしたことはあるけれども、だからといってほかを否定するように感じられるかということ、それぞれ感じ方はあると思いますが、そこまで感じるかなと。材木を使っていこうということが大前提と今お話もありました。もちろんそうだと思いますが、でも最優先ということ、今すごく皆さんのお話を伺っていて、そうなのだろうかということをおもいました。パブリックコメント等のいろいろなことがあると思いますが、でも皆さんのお考えを聞いているとそういうことなのですかね、という認識をちょっと新たにされたところですか。意見です。

今井委員

今、皆さんの御意見を聴かせてもらって、もう中瀬委員、また山本里香委員の言われていることもとてもよくわかります。でもその上で、私も先ほどから、西場委員や杉本委員も言ってもらっていましたが、「三重の森林づくり条例」のほうで県産材の利用の促進をしっかりと平成17年に書き込んでいただいています。今回、例えば会派へ一緒に持ち帰るときに、前回も言わせてもらったと思いますけど、「三重の森林づくり条例」も一緒に各会派に持ち帰って、今回作らせてもらった条例と「三重の森林づくり条例」でもって、三重県の戦略として、県産材の利用を最優先として、木材というものを人々の生活の中にしっかりと取り込んでいくことが大きな意味でも、また個々の生活の面でも非常に重要であるという認識から、今回の新たな条例を作らせてもらったんだと、そのように思います。

その中で、私自身この名称については、思いはすごくわかった上で、「三重県県産材をはじめとする」とした前回の名称のほうがいいような気がします。それは、例えば前文の2つ目の「・」のところ、1つ目が山本佐知子委員も言っていた県の3分の2が森林であるということで、2つ目のところが1つの大きな肝になってくるのではないかなというふうに思っております。ここでは二酸化炭素の問題、また林業、木材産業の健全な発展、地域経済、究極的には県民の快適で豊かな暮らしの実現に寄与するものであるというところで、この中に「県産材をはじめとする木材を利用することは」というふうに書いていただいております。最後の「・」のところで、改めてそうではあるけれども「県産材を最も優先して利用する社会を実現することを決意し」と書いていただいております。この3つが大きな肝になってくる中においては、やはり表題のところは、今回作らせていただく条例に関しては、県産材をはじめとする木材利用の促進を県民の皆さんと一緒に、また関係機関の人と一緒に進めていく。なにかなく県産材の利用に関しては、「三重の森林づくり条例」、そしてここに決意を述べていますけ

れども、中にもたくさん散りばめてもらっていますので、そのあたりのところできっかりと県民の皆さんと最も優先するということを共有していくということが重要であるというふうに思います。

ここで1年間本当に皆さんと議論させてもらって、「三重の森林づくり条例」と今回の条例の違いというのは、僕は第5の「市町の責務」からずっと森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等、県民も含めてですね、本当に木材利用促進に関わる全ての人がしっかりとやっていくという強い決意を僕はここで示せたんだと、そのように思います。でありますので、何言っているか自分でもわからなくなってきましたが、山本里香委員また中瀬委員の思いもすごく理解させていただくところなんですけれども、あえて表題に関しましては、「三重県産材をはじめとする木材利用の促進に関する条例」で、中身のところにしっかりと「最も優先する」と書き込んでいただいているという形でいいんじゃないかなというふうに思います。なぜかという、例えば目的のところなんか「最優先とする」この名前の形でいくと、この目的、「この条例は、県産材を最優先とする木材利用の促進に関し」とか、そういうふう書き込んでいかざるを得ないような気がします。いろんなところで木材利用促進がありますけれども、そのこのところの考え方も書き込みも変わってくるのではないかなというふうに思います。一方で、基本方針や基本理念の中にはしっかりと県産材を最も優先して利用する。県の立場においても、例えば木材利用の促進でも(6)で「県産材」というのを書いていただいている状況であります。県産材を先ほども言いましたけど、中身では最も優先というのは重きを置いていただいておりますので、その意味でも題名に関しましては、「県産材をはじめとする」にしていいのではないかなというふうに思います。

最後に、くどいようですが、「三重の森林づくり条例」と2つの条例できっかり三重県は、他県のいろんな条例もありますけれども、歴史を持っている県として、森林に関する取組を、その中で現状として杉本委員の言ってもらったように、中々県産材の利用の促進が進んでこなかったという状況もあって、今回木材利用促進をすることによって、前回も言ったと思いますけど、県産材を利用したくても中々できない環境が現状としてある中において、それらを今回の条例で研究や人材育成、また各関係、細かく書いていただいた建築関係者まで含めて、その木を利用する、そしてそこに県産材を利用するというより使ってもらえる環境づくりのために今回の条例もあると思っていますので、県産材を最も優先をしていく、現在から将来も、もっと使ってもらおうようにするために、今回の条例というのはとても重要だと思いますので、スタートの段階として今回の条例を作るに当たっては「はじめとする」という形で、県産材が様々なところで技術的にも價格的にも本当に使っていただけるようなことになっていけば、条例の名前が変わるということは将来的にはあると思います。言っていたように、もう県産材できっかりやっていけるということであれば、「三重の森林づくり条例」とこの条例をどうしていくかということも踏まえて考えていくこともできるのかなというふうに思いますので、現時点での条例としては「はじめとす

る」の方が適切かなというふうに思います。以上です。

田中座長

ありがとうございます。

中瀬委員

私も「最優先」ということはこの中ではこだわっていますが、はじめに「三重県産材等」とか、「三重県産材をはじめとする」とかそういう何かまどろっこしいような名前が非常に問題であるというふうにずっと言っているの、例えばこの条例の題目にしても、「三重県木材利用促進条例」であるとか、中身については三重県産材を最優先するとか、それは県外を拒んだるものでも何もないよということであれば、僕はいいと思うのですが、「三重県産材等」とか「はじめとする」というぼやかした感じが非常に問題かなと。「三重県木材利用促進条例」だったら、まだいいかなというふうに思いますけどね。

谷川委員

今、皆さんの意見を聞かせてもらって、私さっき言った自分の意見をちょっと変えます。さっきは愛称でと言ったのですけれども、もうそれやったらシンプルに「三重県木づかい条例」にしたら一番わかりやすいのではないかなと、愛称じゃなくてももう正式に「木づかい条例」にしたらいいのではないかなと、今皆さんの御意見を聞いて思いました。私たちが議提条例で出すということにすごく意味があると思っていて、執行部が作ってくる条例であれば、もっと固くしないといけないけれども、私たち議員が県民の思いを本当に「川下」から見て木材を使いましょうよ、やっぱり今まで使ってきた木材はいいですよということを議員の立場から提出する条例なので、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」のときもタイトルについて、最後はかなり議論しました。議提で出した条例はやっぱりいいよねというようなネーミングがいいなと思うので、この際さっきの意見をちょっと変えて、「三重県木づかい条例」というのはいかがかなと思って提案させていただきます。濱井委員の意見もお聞きしながらです。

田中座長

ありがとうございます。全委員から意見をいただきました。

ただ今1時間を経過いたしましたので、暫時休憩をさせていただきたいと思います。11時5分再開でお願いいたします。

(休憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

先ほど全員から御意見をいただきましたが、この「最優先とする」という文言に對しまして、2つに分かれているわけでありませうけれども、ほとんどが最優先を外したらどうかという意見が多いように思います。

中森委員

私、最初に提案というか意見を言わせてもらったので、皆さんの意見を後から聞いたわけですので、いろいろと皆さんの思いはよくわかりました。中瀬委員の気持ちはもう当然わかっているのですけれども、「最優先」というのは、例えば横文字にすると、実は「ウッドファースト」なんですね。「三重ウッドファースト条例」にすればいいかなと、改めて思いました。愛称は「木づかい条例」で、「三重ウッドファースト条例」を提案します。もうそのほうが最優先です。それであれば、最優先の気持ちが入っているのではないかとそんな気がしました。いろいろとほかの県のことを考えて、三重県らしさからいうと「三重ウッドファースト条例」と、なんかカムバックみたいな感じもしますけれども、気持ちは新しい条例だなというイメージがあってインパクトも出てくるのではないかとすることを提案します。

田中座長

ありがとうございます。いろんな御意見をいただいている中で、名称についてまた協議しますとかなり時間がかかりますので、今回これから会派に持ち帰って御協議いただく中で、タイトルの名称として「最優先」を外して、「三重県木材利用の促進に関する条例」として提案をしたいというふうに思うわけですがいかがでしょうか。あくまでも「最優先」を残すと言われる御意見がありましたら、残したまま会派に持ち帰るということもあり得ますがいかがですか。

今井委員

今までの議論の中で、僕も二者択一かなと思っていたのですけれども、三重県のほうも「木づかい宣言」というので力を入れて取り組んでおります。その意味からも、そことも整合性もとれるのかなという意味では、先ほど、谷川委員、また濱井委員も言っていた「木づかい条例」、「みえ」はひらがなで、「みえ木づかい条例」みたいな名前がいいかなというふうに思います。会派に持ち帰って検討したいと思いたすけれども、そういう意見です。木材利用促進条例という名前で各会派へ持って帰ってもらうということで、今の座長のお話はそういうことですかね。

田中座長

はい。ここで条例の名称まで協議しますと、かなり時間がかかると思いますので、一旦「三重県木材利用の促進に関する条例」を案として会派へ出させていただきます、また会派のほうでご意見いただいて、また改めて御協議いただきたいというふうに思いたすけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それに関連してですが、この条文の文言の中にも「最優先」という言葉が入っております。例えば、前文の下から2行目の「県産材を最も優先して」という文言があります。それと、第3の基本理念の上から3行目のところに、「最も優先」というのが入っております。それからもう1点、第13のところの に「最も優先」として記載してございますけれども、これについては残したままでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

これは残したままで会派に持ち帰って御協議をいただきたいと思います。

ほかにこの条例につきまして御意見がございます方、御意見があればお願いいたします。

西場委員

12月にまた検討会を開催しますか。条例内容について、一旦会派に持ち帰り協議し、その結果を基にまた検討協議することでもいいですか。

田中座長

今日のたたき台に賛成いただいたら、一部修正がこれから出てくるかわかりませんが、直すところだけ直して、会派に持ち帰って会派の意見をいただいて、そこでまた修正してパブリックコメントへかけたいというふうに考えています。

ほかに修正部分等、御意見をお願いいたします。

今井委員

何度も申し訳ない。改めてですけど、「三重の森林づくり条例」も一緒に各会派のほうで各議員さんに見ていただけるように、それもお願いしたいと思います。

田中座長

わかりました。ほかに御意見ありませんか。

西場委員

「三重の森林づくり条例」は我々検討会の所管ではありません。しかし、今までの検討会議論や意見の中で、「三重の森林づくり条例」に対して、多くの意見や要望が出てきたと思います。大きく3点あったと思います。1つは、「市町の責務」が「三重の森林づくり条例」にはありませんが、今回の木材利用条例に位置付けされたので、整合性を図る観点からも「三重の森林づくり条例」の中にもあっていいと考えます。さらに言えば、森林環境税ができて、市町が中心の森林づくりの時代になってきましたので、そこで「三重の森林づくり条例」においても市町の責務を規定するとともに条例の内容についても変えていくということも必要であると思います。この対応は、

環境生活農林水産常任委員会になると思います。

二点目として、木育を森林教育として木材条例に規定しますので、この部分は「三重の森林づくり条例」にも大きく関係しますので、整合させて位置付けをやっていただきたいと思います。

もう1つは、バイオマスのことを木材条例には直接的に記述しなかったですが、本県の木材需要の観点からは量的に多いバイオマス発電もありますので、「三重の森林づくり条例」においてバイオマス関係規定を追加していただきたいと思います。このことについて、今後、検討会としての意見を環境生活農林水産常任委員会又は農林水産部へ申し入れていただきたいと思います。

田中座長

御意見ありがとうございます。

杉本委員

西場先生が今、3点おっしゃったのですが、これまた西場先生にも教えていただきたいと思うのですが、私、「三重の木」認証制度の状況というのはどうなのかなというのが気にかかっています。なので、環境生活農林水産常任委員会でそれを申し上げるのであれば、「三重の木」認証制度のこの間の状況とか、それを今後どうしていくのか。更新していく必要があるのであれば、そこのところも少し気にかかっている。そして、ずっと気になっているのは「木の文化」という言葉です。「木の文化」というと、家だけじゃなくて生活用具もいろいろ入ってきますよね。今回の条例にも入っているけれども、「木の文化」と言ったときには、やっぱり県産材と思います。「三重の森林づくり条例」の中で「木の文化」という言葉は入っていましたでしょうか。入ってなかったら今回の条例でと思うのですが、どこかで「木の文化」とは何かという議論をしておく、生活用具のいろんなところに、

(「三重の森林づくり条例」の中では、「森林文化」を使っている」の声あり)

「森林文化」でした、こちらは。こちらは暮らしの中の「木の文化」なもので、この議論を少しこちらでしておく、もっと建物だけじゃなくていろんな生活用品への木の利用というところが進むので、これも後のほうでいいので、この検討会の中で一度、「木の文化」については議論していただきたいなというふうに思います。「三重の森林づくり条例」については、「三重の木」認証制度を1回調べていただいて議論していただく必要があるというふうに思います。

田中座長

ありがとうございます。ほかに御意見のございます方。

濱井委員

西場委員がおっしゃられたことに私も全く同感で、「森林教育」については、ビジ

ヨンができましたので、当然ながら、そこを変えていただく必要がある。それから、バイオマスの話はやっぱり全然触れていませんから、非常に大切なことですので、どういうふうに扱うかは別としましても、やっぱりそのことは一言入れないといけないと思います。現実に使われていますし、それをどういうふうに使うかは別としましても、やっぱりしっかりとそこら辺は議論をしていただいで出していただくということになると思います。3点言われましたけれども、これらをパブリックコメントにかける前に我々は多少なりとも検討しなくてもいいのかなという気が実はしていました。パブリックコメントの中でもバイオマスはどうなるのとか、そういう話が出てくると思います。挙がっていませんから、挙がってくる可能性ありますよね。挙がってきてからそういうふうに検討するということにしていいのかな。あらかじめそういうこともパブリックコメントを出すときに考えているということをつ記しなくてもいいのかなどうか、ちょっと気になったのですけれども、それはどうですか。

田中座長

ありがとうございます。バイオマスの件は以前協議いただいたように、この条例の文言から消すという形で決まったというふうに思っております。文言の中でこれはバイオマスに当てはまるというところの記載もしてございますので、その辺は質問あればそのように答えさせていただいたらどうかというふうに思います。まだまだ協議が足りないようでしたら、今日はちょっと時間の問題がありますので、また改めて協議をさせていただきたいと思っております。

ほかによろしいでしょうか。

森林づくり条例の取り扱いについては、次回以降で協議をしたいというふうに思います。

それでは、「条例の対象について」及び「具体的施策に関する規定について」は正副座長案の通りの方向性とし、「条例素案」については現在の正副座長案にただ今いただいた御意見を反映させたものを「条例素案」として確定することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。

なお、本日いただいた意見を踏まえた「条例素案」の文言修正については正副座長にご一任いただきたいと思っております。修正箇所については事務局に確認させます。

袖岡政策法務監

素案の修正部分につきましてはタイトルの部分でございまして、これを「三重県木材利用の促進に関する条例(仮称)」というふうな形になってございます。ほか修正はございません。以上でございます。

田中座長

ただ今確認した内容でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、今後速やかに修正を反映した条例素案を各委員に配付いたしますので、各会派において御検討をお願いいたします。

次に、次回の第 17 回検討会について協議願います。次回は、各会派及び執行部からの条例素案に対する意見の検討を行い、パブリックコメントにかける条例中間案の作成に向けて御協議いただきたく思います。次回検討会で委員の皆さんには各会派としての意見を御報告いただきますので、お心積もりをお願いいたします。

なお、委員を出されていない「草の根運動いが」については、正副座長において意見聴取をさせていただきます。

また、条例素案については、農林水産部以外も含めた執行部に対しても書面での意見聴取を行いますが、その具体的な手続については正副座長に御一任いただきたく思います。

なお、日程についてはこの後の委員協議で協議をお願いします。このような形で次回検討会に向けて進めるということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。

本日の議題は以上です。ほかに委員の皆様方から御意見がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。これで本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は退室をお願いいたします。